

佐賀県建設国民健康保険組合 法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画

（平成23年2月28日・第42回国保組联合会決議）

佐賀県建設国民健康保険組合法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針の規定に基づき、実践計画を次のとおり策定する。

1 法令遵守に関する指導・研修

不祥事故を未然に防止するため、役職員等に対する法令遵守の周知徹底を行う。

- ① HPなどにより、法令遵守の周知を行う。
- ② 役職員を対象とした法令遵守を徹底するため研修を実施する。
- ③ 法令遵守マニュアルに基づいて研修を行う。

3 法令遵守のための管理

事故防止の観点から、特定の職員を長期間にわたり同一部署同一業務に従事させないよう人事ローテーションを実施するとともに、財務取扱規定に基づく業務は複数の職員により執行することとする。

4 法令遵守関連情報の組織的な把握等

役職員は、法令遵守関連情報の把握に努め、把握した情報は速やかに報告するとともに適切に対応することとする。

- ① 役職員が把握した、組合員又は被保険者からの苦情、役職員の勤務状況、不祥事故に関する報告、保険給付に関する係争及び経理処理の状況等の法令遵守関連情報は、法令遵守担当理事等に速やかに報告すること。
- ② 法令遵守担当理事等は、報告を受けた法令遵守関連情報のうち、組合の業務運営に重大な影響を与えるもの又は、組合員若しくは被保険者の利益が著しく阻害されるものについては、理事会に報告すること。
- ③ 理事会は、報告を受けた法令遵守関連情報への対応を決定する。

5 不祥事故への対応体制

役職員は、不祥事故又はその疑いのある行為を発見した場合は、法令遵守担当理事等に速やかに報告する。

- ① 法令遵守担当理事等は、規約、規程等に則り、理事会に報告すること。
- ② 理事長は、法令等に従い九州厚生局長及び佐賀県知事に報告するとともに、法令遵守担当理事等とともに適切な調査を行うこと。

6 雑則

この実践計画で定めるものの他、必要な事項は、理事会の承認を得て実施する。

附 則

- 1 この実践計画は、平成23年4月1日より施行する。